特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中野市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中野市長

公表日
令和7年7月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく保険料の賦課徴収に関する事務、被保険者証又は認定証に関する事務、介護給付の支給に関する事務並びに要介護認定、要介護更新認定及び要介護区分変更の認定に関する事務など
③システムの名称	介護保険事務処理システム、収納・口座システム、総合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠）2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161項 （情報照会の根拠）131、132、160項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市　健康福祉部高齢者支援課 長野県中野市三好町一丁目3番19号 0269-22-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市　健康福祉部高齢者支援課 長野県中野市三好町一丁目3番19号 0269-22-2111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する運用としており、こうした対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	高齢者支援課長　斉藤武美	高齢者支援課長　田中　勇	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	高齢者支援課長　田中　勇	高齢者支援課長　吉村　恵利子	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策全文	事前	
令和2年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	高齢者支援課長　吉村　恵利子	高齢者支援課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更に該当しない。
令和2年3月31日	Ⅱ－1. .対象人数 係数の判断時点	平成31年４月１日 時点	令和２年３月31日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	Ⅱ－2. .取扱者数 係数の判断時点	平成31年４月１日 時点	令和２年３月31日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年3月31日	Ⅱ－1. .対象人数 係数の判断時点	令和２年３月31日　時点	令和３年３月31日　時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年3月31日	Ⅱ－2. .取扱者数 係数の判断時点	令和２年３月31日　時点	令和３年３月31日　時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和4年3月31日	Ⅱ－1. .対象人数 係数の判断時点	令和３年３月31日　時点	令和４年３月31日　時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和4年3月31日	Ⅱ－2. .取扱者数 係数の判断時点	令和３年３月31日　時点	令和４年３月31日　時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和5年1月12日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	介護保険事務処理システム、収納・口座システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	介護保険事務処理システム、収納・口座システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年5月30日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	介護保険事務処理システム、収納・口座システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	介護保険事務処理システム、収納・口座システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	保護評価見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	3.個人番号の利用/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第一68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	番号利用法等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による
令和6年5月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）: （1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117,120項） （別表第二における情報照会の根拠）:（93,94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）: （1,2,3,4,5,6,19,25,30,32,33,43,44,47,49,53条） （情報照会の根拠）:（46,47条）	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠）2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161項 （情報照会の根拠）131、132、160項	事後	番号利用法等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による
令和7年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ－8．人手を介在させる作業		［〇］人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ－11．最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ－11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する運用としており、こうした対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	